

平成26年度第2回熊本県障害者施策推進審議会 議事録

1 日 時 平成26年9月2日(火) 14時00分～15時30分

2 場 所 熊本テルサ 3階 たい樹

3 出席者

<委員> 20人中19人出席

(50音順)

相藤委員、石橋委員、岩崎委員、岡部委員、上川委員、菊池委員、楠委員、高木委員、高本委員、田中委員、津田委員、南摩委員、廣田委員、福岡委員、松永委員、三浦委員、宮田委員、最上委員、山崎委員

< 県 > 松葉健康福祉部長、田中子ども・障がい福祉局長

障がい者支援課 松永課長、井上審議員、新谷審議員、
邊田課長補佐、篠田課長補佐、牛島課長補佐、
橋本課長補佐、高三瀨課長補佐、内村課長補佐、
佐方主幹

(以下の課から担当者が出席)

広報課、健康福祉政策課福祉のまちづくり室、社会福祉課、子ども未来課、医療政策課、健康づくり推進課、消費生活課、労働雇用課、産業人材育成課、農林水産政策課、道路保全課、都市計画課景観公園室、建築課、住宅課、特別支援教育課

4 議事概要

(1) 開会あいさつ

(2) 議題

①第5期熊本県障がい者計画に関する意見聴取結果について

②第5期熊本県障がい者計画について

(3) その他

熊本県障がい福祉計画(第4期)の策定について

(4) 閉会

5 議事内容

議題①：第5期熊本県障がい者計画に関する意見聴取結果について

※資料1により事務局から説明

(石橋会長)

意見の聴取結果について事務協から御報告がありましたが、いかがでしょうか。
はい、どうぞ。

(宮田委員)

中小企業家同友会の宮田です。11ページの「障がい当事者団体等との意見交換」の一番目①の地域生活支援の一つ目についてです。『親亡き後』が心配。グループホームでは生活できない、施設での常時見守りが必要な人は数多くいる。」という文章ですが、グループホームでは生活できないということを行っているのではなく、「常時見守りが必要なため、グループホームでの自立した生活が容易でなく、施設での生活が必要な人が数多くいる。」という意味と考えていいのでしょうか。

(事務局)

委員が言われたその通りでございます。

(宮田委員)

それでは、そのように訂正をお願いします。

(石橋会長)

他にないでしょうか。
はい、どうぞ。

(最上委員)

このような意見聴取結果は、本当に有難いと思っております。知的障がいの関係で確認ですけれども、私たちもいろいろアンケートを取っているのですけれども、知的障がいのある人の意思決定が非常に難しいということで、1ページの「回答者別」には、「本人」、「本人以外」と書いてありますが、「本人以外」は誰が回答したのかということはチェックされているのでしょうか。

(事務局)

基本的には、どなたが答えたかまでは把握はしておりませんが、障がい児の方にもお尋ねをしておりますので、保護者の方がお答えいただいたのではないかと考えているところでございます。ただし、はっきり確認をしている訳ではありません。

(最上委員)

障がい児の場合については、家族の方が回答をするというのが多い訳ですけれども、大人の方については、本人のニーズであるのか、それとも家族のニーズなのか、というところが若干分かれていきます。その辺をチェックしていただくことと、例えば福祉サービスを利用されている方で入所施設やグループホームのスタッフが回答した場合は、また状況

が異なるものですから、この辺りをもう少し分析していただけると、なお一層この辺のところ分かるのではないかと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

御意見ありがとうございました。実は、施設と在宅では、アンケートの様式、設問を分けておりますので、ただ今委員がおっしゃったように、もう少し深く分析をしたいと思っております。

(石橋会長)

はい、他にどうぞ。

先に三浦委員からお願いします。

(三浦委員)

身体障害者施設協議会の三浦でございます。大変貴重な意見聴取結果を取りまとめいただいたと思っております。特に、回収率が72パーセントというのは、データとしての信ぴょう性という意味で非常に有難い、私たちにとっても有難いデータであると思いました。その中で、9ページで御説明された「災害時の援護対策」が、前回のアンケートでの望む施策としては9番目だったのが、各障がい者で3番目に上がってきているということを御説明いただきましたけれども、熊本県の知事部局に地域防災会議が設置されておりますが、障がいのある方、関係者の方の代表という席がございません。このことは、災害時要援護者の関係で極めて重要なことだと思いますので、本日関係者の方もいらっしゃると思しますので、施策に反映していただくと同時に、障がい当事者の方、関係者の方がそこに座って参画できるようなものに、この貴重なアンケート結果を繋げていただきたいと思います。以上です。

(石橋会長)

災害のことについて関心が高まったのは、今回のアンケートで初めて県が災害について聞いたから、それとも、最近でも大きな災害が起きていて、障がいのある方が巻き込まれたケースもあるので、障がい者自身も非常に大事であると考えたから、両方の理由でしょうか。

(事務局)

会長がおっしゃった通りでございます。前回の調査、それから現計画策定の22年度以降で大きく変わったこととして、本県でも大きな災害が起きたところでもございまして、東日本大震災があったところでもございまして、私どもも関心が高まっているのではと思って調査をさせていただいたところでございます。

(石橋会長)

先ほど意見も出たので、御検討のほどよろしくお願いします。

それでは、宮田委員どうぞ。

(宮田委員)

アンケート調査結果は大変貴重な資料だと思います。最上委員、三浦委員と同じように、この材料をどのように分析していくかということが、これからとても大切なことであると思っております。2ページのところにありますように、全体のニーズを総合的に一言で言えば、「条件が整えば地域生活への移行を望む」というのが大きな流れ、当事者も家族もそうで

しょうし、施設の方々も皆さん同じ思いだと思います。それを具体的にどういう道筋で条件を整えるのかということについて、おそらくたくさんの項目に分けた内容でお尋ねされて、それが非常にリアルな結果で出てきていると私は思います。ただ、思いつきで申し訳ないのですけれども、これを皆さんに分かっていただくような、あるいは普遍的なデータとして作り直すためには何らかの形式が必要だと思います。一つはICF（国際生活機能分類）の5つの因子、身体機能・身体構造、生活活動、社会参加、環境因子、個人因子の5つの因子に即して、それぞれの回答がどのようなつながりになっているのかということ、ぜひ立体的に分析していただくといいのではないかと、それが県民の皆様にも、当事者、家族、事業者にも分かりやすいのではないかとしますので、今後もこの貴重なデータの分析を更に深めていただければと思います。

（事務局）

今回は単純集計という形で御報告させていただきましたが、障がい種別ごと、在宅・施設別などの調査をしておりますので、もう少し細かく分析をしたいと思っております。

（石橋会長）

はい、次どうぞ。

（岩崎委員）

障害児・者親の会連合会の岩崎です。このアンケート調査結果、本当に私たちにとっても非常に貴重で、有難いと思いますが、私たちの会でもよくアンケート調査を行いまして、同じような調査に回答をするのですが、結果が見えないと言いましょか、親の会でも、その後どうなっているのだろうかという声を良く聞きます。この調査結果は、インターネット等で見られるようになるのでしょうか。また、各障がい者団体等にも結果を渡されるということを考えていらっしゃるのでしょうか。

（事務局）

アンケート調査の結果は、第5期障がい者計画に載せる予定でございますし、広く公表するということを考えております。また、障がい者団体にもということでございますので、機会があれば、もう少し分析を加えたものを御提供したいと思っております。

（岩崎委員）

よろしく願いいたします。

（石橋会長）

他にどうぞ。

はい、どうぞ。

（高木委員）

厚生常任委員長の高木です。9ページの一番上に、障がいのある子どもさんの保護者の方が望む施策についての回答が出ていますが、前回は22年度の調査ということで、①の「障がいのある子どものための通園施設・通園事業・デイサービスの充実」が前回の7位

から1位になった、また、③の「特別支援学校・特別支援学級の整備」が前回の10位から3位になったという説明でした。非常に極端な上下動と言いましょいか、激しい移動のように感じますので、4年前のアンケートの取り方との違いとか、何か特別な事情が作用しているのか、何か要因があるのでしょうか。

(事務局)

基本的には、同じ項目で、同じ聞き方、当てはまるものには全て丸を付けてくださいという聞き方をしております。そのうえで、このような結果が出たところでございます。一番上の①につきましては、岩崎委員もいろんな機会におっしゃっていただいている内容でございまして、生の声を聞かせていただいておりますので、このようなアンケート結果として数字でも結果が出たのではと思っております。③の特別支援学校・特別支援学級についてですけれども、いろんな新聞報道が出ておまして、教育委員会でもいろいろと取り組んでいるところですが、そういったこともあって、今回ニーズが高まったのではないかと、数字に現れたのではないかと考えているところでございます。

(高木委員)

分かりました。

(石橋会長)

他にございませんか。

アンケート調査の重要性はみんな認識しているからですね。悩ましいのが、その結果が具体的に施策のどこにどう反映されているかという質問を受けた時に、いろいろ難しいところがあって、9ページのように、施策に対する希望で各障がいに通して一番希望が高いのが「年金や手当などの充実」については県としては如何ともしがたいところがあって、しかし、例えば4ページの一番下の満足していないサービスを見ると、同行援護や移動支援とか、行動支援みたいなものが挙がっているから、障がいのある方が社会に出ていく時のアクセスが非常に不便だということですし、これは県や市町村が考えるべきところがありますので、不便だと感じる方が多かったこの点には力を入れてみましたとか、そういうことで意見が活かされると、今度のアンケートは、施策のこの部分に繋がっているということで満足いただけるかもしれないので、そういう努力をお願いしたいと思います。岩崎委員もそういうことをおっしゃりたかったのですよね。

(岩崎委員)

はい。

(石橋会長)

これはもう悩ましいのはよく分かりますので、県や市町村で出来る部分をやっていただけると有難いです。

また後で質問されても結構ですので、次の議題の第5期計画の内容にも関係しますので、先に議題2を説明していただいて、その後御質問を受けます。

それでは、事務局から議題2を説明してください。

議題②：第5期熊本県障がい者計画について

※資料2により事務局から説明

(石橋会長)

広い範囲にわたって説明をしていただきました。皆さんは分科会でも議論されたことでしょうし、他の分野についても事前に資料をお配りしておりましたので、事前に読んでいただいたということで、事務局からの説明は短くしていただくということをお願いしておりました。いかがでしょうか。

かなり皆さん方の意見も加えてあり、事務局において前回よりも進んだ形にしようという努力をされていると思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(三浦委員)

一点お尋ねをさせていただきます。5ページですが、中項目の「障がい特性に配慮した地域生活支援」の「重症心身障がい」の「家族への支援の充実」の2つ目のところに、以前からずっと御意見が出されている「医療型の短期入所事業所の設置促進」という文言が入っているのですが、医療型の短期入所事業所ですと、医療機関にしか設置できないということがございますので、重症心身障害児施設もしくは民間医療機関が、ここに手を挙げていただくということなんです。重心施設の数に限られていることと、民間の医療機関にとっては入院よりも短期入所がずっと安くなってしまうので、非常に手を挙げにくい、非常に現実的なことではあります。重心のお子さん方の医療的ケアの必要度にもよるかと思うのですが、これは「医療的ケアの行える短期入所事業所及び医療型の短期入所事業所」という2つの表現にすると、もう少し幅が広がるかなと思ひまして、医療型の短期入所事業所ですと医療機関でないと行えないということがネックになりはしないかという心配を含めて、意見を出させていただきましたが、いかがでしょうか。

(石橋会長)

どうでしょうか。

(事務局)

今の三浦委員の御助言ですけれども、確かに医療型の短期入所と言いますと、実施できるのは病院と診療所、それと老人保健施設の3種類に限られていますので、もう少し可能性を広げるためにも、医療的ケアの行える短期入所事業所という文言を加えても良いかなと思ったところです。

(石橋会長)

それでいいですか。

(三浦委員)

私は、重症心身障害児者を守る会の御意見を反映していただければと思っております。

(岩崎委員)

団体に持ち帰って少し検討をさせていただきたいと思います。

(石橋会長)

分かりました。

それでは他にどうぞ。

(宮田委員)

中小企業家同友会の宮田です。事業者団体との連携というのを大きく位置づけていただきまして、大変ありがとうございます。私たち事業者団体としても、これを受けて、大いに論議を起こしていきたいと思います。

意見ですが、重点化の視点で「家族に対する支援」という言葉があります。これについて、ここ2、3年、私も家族会の代表をしている関係で家族会活動の中で、近年、当事者本人をどう支援していくかという場合に当事者一人ではなく家族全体を捉える、家族システム論という考え方で支援を展開していくという世界的な流れ、動きが出て来ています。代表的なものは、イギリスで行われております医療保険機構のような、日本でいう医療保険と障害保険が一緒になったような仕組みで、国が責任を持って、制度の中で家族支援を行っていくのですけれども、この時に家族という言葉で、当事者と切り離れた家族と捉えるのではなく、当事者も含んだ家族システムとして捉えるという方向性が、特に精神や発達障がいの場合にはよく当てはまるというふうに思っております。これは近年出たばかりの一つの理論で、実践は日本では数少ないと思いますので、この計画の中に言葉として入れてほしいという訳ではありませんが、今後県の機関、よろしければ石橋先生がいらっしゃる県立大学で、調査研究や、こういった理論についての掘り下げをやっていただくと、熊本方式とでも言えるような家族支援ができる可能性があると思うのです。実は先週、リカバリーフォーラム、主に精神障がい、発達障がいについての大きな全国大会に行ってきたのですけれども、その中でも、家族というのを当事者本人に限定しない、家族システムあるいは家族という一体的な基本的な組織として捉えるという動きで見ていきたいと思います。その上に立った実践がたくさん提言されています。これには諸論ありますけれども、そういった意味では、せっかく「家族に対する支援」という言葉が出てきましたので、家族という言葉をもう少し広げた、あるいは掘り下げた意味に捉えていただけないかという提案というか、お願いです。

(事務局)

御意見ありがとうございました。計画の中にも、家族支援についての施策をいくつか入れているところですが、いま宮田委員がおっしゃったことをどこまで盛り込めるか分かりませんが、今後検討させていただきたいと思いますし、それと併せて、施策・事業を実施する中で、そのような視点を入れながらやっていきたいと思っているところがございます。

(石橋会長)

検討してください。

あの、今回議論しているのは、障害者基本法に基づく障がい者計画、言わば基本理念と

か、施策の方向性を大きく議論するもので、障がい者の方にとっては、それぞれのサービスがどれくらい充実していくのかとか、改善されるのかということに、非常に関心があるのですよね。その部分は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、だから、障がい者計画は総論の方になるので、各論についても非常に気になると思うので、これについても説明を予定しておりましたので、それを先にさせていただいて、障がい者計画と障がい福祉計画の関係性なども理解していただくのもよいかと思いますので、それを先にさせていただきます。

その他：熊本県障がい福祉計画（第4期）の策定について

※資料3により事務局から説明

（石橋会長）

はい、ありがとうございました。こちらの計画と障がい者計画は一体となって作られるものですので、こちらの質問もあれば、どうぞ。

はい、どうぞ。

（岩崎委員）

在宅で生活している重症心身障がい児者にとっては短期入所がとても不足しているということで、医療機関が短期入所を受け入れるというところでは、熊本南病院が9月から2床増床するというところで、県の御尽力もあって実現いたしました。大変有難く思っております。やはり、不足ということに対して確保策というところで動いていただいたのであろうと思うのです。「熊本県障がい福祉計画の策定について」の資料の中には、「障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策」というところも入っております。やはり数値よりも、確保方策の方が、私たちは有難く思っておりますし、そのことを重点的にいろいろ検討をしていただければと思っております。質問ではないのですけれども、意見として言わせていただきました。

（石橋会長）

おそらく、障がい福祉計画の方がいろいろな意見が出ると思うし、個別サービスについての要望とか、改善してほしいという意見がたくさん出ると思いますので、じっくり議論をしましょう。そして、こちらの障がい者計画は基本理念と方向性であり、抽象的にならざるを得ないので、具体的な見込みとか確保の方策は障がい福祉計画の方でと言えばいいのですが、できれば、障がい者計画のこの理念はこういう施策に具体的に結びついていまずということが分かるためにも、出来るだけ数値目標、目標値を出せるものを出していただくと、繋がりが分かるかもしれませんね。なかなか数値目標を出せないものもありますので、無理なところはいいですよ。空欄が続いているところもあったので、何かないかなと思っただけです。数値目標があると、障がい者計画と障がい福祉計画の関連性が分かりやすくなるかもしれないということです。

他にいかがでしょうか。分科会で随分議論していただいたと思いますが、あと審議会は2回あって、そこで議論できますよね。

何かありますか。では、どうぞ。

（宮田委員）

資料2の6ページ、1-5-⑩、累犯障がい、触法障がいの関係です。私は保護司でもあるのですが、先日保護司の集まりに参加しまして、少し気になったことがありました。累犯の犯罪の関係で保護観察になった方の中には、かなり発達や精神障がいのある方、あるいは知的障がいの方がいらっしゃるんですね。その場合、向こう側つまり保護司側から福祉側に対して、どれだけの濃さの働きかけがあるかということ、それが少し薄いなと感じたのです。ここに書いてあるとおり、県の方ではそのところはきちんと位置付けてある

と思いますが、割合としては全体の障がい者の数からすると少ないのですが、累犯あるいは触法障がい者という形で言うと、結構な数なんです。とりわけ、10代のこれからという子どもが、ひょっとしたら福祉的な支援を組み合わせることで、十分に更生し、社会人として成り立っていく可能性があると思われるものについても、法務側がそのことを十分理解しなければ、連携を取らないで済ませてしまいます。そうすると、先ほども申し上げましたけれども、累犯障がい者、あるいは累犯したまだ若い、社会的不適応を持っている子どもたちが、個別の問題として取り扱われ、個別支援のみで終わってしまう。そのことによって、最終的にはもう保護司の手には負えなくなってしまうのです。これには残念ながらフォローする制度がありません。その辺りは、地方自治体が、県民、市民としてこのような子どもたちをどう支えるかという観点に立てば、フォローができるんですね。ややそのような傾向を感じましたので、法務局に対して言うべきことと思いますが、もう少し福祉側からも、累犯障がい者に対する支援というものを、もっと綿密に、それから本当に具体的な連携をつくらないといけないだろうということを感じましたので、意見と言いましょうか、情報提供ということをございます。

もう一つあります。精神障がい者の地域移行について、7月29日に厚生労働省から指針の改正案が出ました。6月に決まった病床転換の問題です。この計画の中にはもちろん入っていませんよね。私たちは今まで、地域移行については、何とか地域資源をつくるということで切り抜けてきたし、頑張ってきた訳です。その姿勢を絶対に崩さないということで対応していただければと思います。私たち事業所も、グループホームは正直申し上げて、非常に経営的には厳しいです。ほとんど赤字と言ってもいいぐらいです。けれども、必要だからつくるんです。事業所も頑張りますし、家族会も当事者も頑張りますので、ぜひ熊本県としては、最終的には、病床転換という方法を使わなくても十分に、地域移行を本人が望んだ方については、地域資源をきちんと確保したということ、2年後、3年後、5年後に言えるような、そういう姿勢で取り組んでいただきたいと思います。実はその問題が出た時に、インターネットでヘイトスピーチが膨大な量で行われました。精神障がい者に対するヘイトスピーチがインターネット上で公然と行われたのです。それぞれの個人の意見でしょうから、それを規制することはできないのしょうけれども、私たちもそうですけれども、行政もヘイトスピーチに対しては毅然とした態度を絶対崩さないでほしいと思います。これは要望です。よろしくお願いします。

(石橋会長)

はい、分かりました。

他にありませんでしょうか。

次回の会議は、大体いつ頃で、どのような予定ですか。

(事務局)

時期が近づいたら御連絡差し上げますが、今回は11月の上旬から中旬を目標に設定させていただきたいと思っております。

(石橋会長)

今回は素案が出てくるのでしょうか。

(事務局)

今回は素案という形でお示しさせていただきました。審議会の御意見をもとに、パブリックコメントの手続に入りたいと思っております。

(石橋会長)

はい、それでいいですか。今後の日程も含めて、何か全体的に御意見とか御質問はありませんか。

なければ、先ほど部長からお話がありましたが、このメンバーでの審議会としてはこれが最後となります。これまでありがとうございました。この審議会は、障害者権利条約の批准に向けて国の制度が大きく変わる中、またちょうど第5期の障がい者計画の策定ということで、以前にも増して、ほぼ毎月皆様方に審議会か分科会に来ていただきました。大変な御苦勞をされたことと思います。皆様方の御協力に対して、感謝と労いの言葉をお送りしたいと思っております。また事務局も大変御苦勞様でございました。今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後は事務局からお願いします。

(事務局)

長時間にわたる御議論ありがとうございました。以上を持ちまして、第2回熊本県障害者施策推進審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。